

○湖南衛生組合財政調整基金条例

平成29年2月16日
条例第1号

(設置の目的)

第1条 [この条例](#)は、歳計剰余金の積み立てを行い、もつて年度間の財源の調整を図り、湖南衛生組合の財政の健全な運営に資するため、湖南衛生組合財政調整基金(以下「基金」という。)を設置し、その管理処分について必要な事項を定めることを目的とする。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実、かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、[次の各号](#)の一に掲げる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(1) 経済事情の変動等により、財源が不足する場合において、当該不足額をうめるための財源に充てるとき。

(2) 緊急に実施することが必要となった事業の経費、その他管理者が必要と認める経費の財源に充てるとき。

(委任)

第7条 [この条例](#)に定めるものを除くほか、基金の管理運用について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

[この条例](#)は、公布の日から施行する。